附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行の日から平成二十八年十二月三十一日までの間における第二項の表の適用については、同表中

岩手県奥州市水沢区星ガ丘町二番一二号 東経　一四一度〇七分五七秒 北緯　三九度〇八分〇〇秒	一四km

とあるのは、

岩手県奥州市水沢区星ガ丘町二番一二号 東経　一四一度〇七分五七秒 北緯　三九度〇八分〇〇秒 茨城県つくば市北郷一番 東経　一四〇度〇五分一九秒 北緯　三六度〇六分一一秒	一四km

とする。

対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	兵庫県神戸市中央区	港島中町六丁目、港島中町七丁目五番地から七番地まで、港島中町八丁目四番地から七番地まで及び港島南町一丁目六番地

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する公有水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

○法務省告示第四百八十三号

大分市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十八年九月八日

大分県大分郡明治村大字横尾三千八百六十六番地

法務大臣　金田　勝年

仲野　三平

○外務省告示第三百四十六号

伊勢志摩サミット関連行事の神戸市開催に際し、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十八年九月八日

外務大臣　岸田　文雄

神戸ポートピアホテル

期間	平成二十八年九月十一日から平成二十八年九月十二日まで
対象外国公館等の所在地	兵庫県神戸市中央区	港島中町六丁目十番地一号
対象外国公館等の敷地	兵庫県神戸市中央区	港島中町六丁目十番地（次の図面に示す部分に限る。）

○文部科学省告示第百二十四号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条第一項の規定により、次の通信教育を平成二十八年七月二十五日付けで認定したので、社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）第八条の規定に基づき告示する。

平成二十八年九月八日

文部科学大臣　松野　博一

通信教育の名称	目的	開始の時期	実施者の名称	代表者	事務所の所在地
情報分析力を鍛える講座	データや情報の内容を見極め、データや情報を読みこなし、分析して仕事に役立てるための視点や具体的な方法を学ぶ。	平成二十八年八月一日	学校法人産業能率大学	上野　俊一	東京都世田谷区等々力六丁目三十九番十五号
話す力を磨く講座	自分の言いたいことを「わかりやすく二的確に一伝える話し方を身に」つけるとともに、相手に「好印象を与えたり、相手の心を捉えたりする言葉づかいや声の出し方を身につける。				

○厚生労働省告示第三百三十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十六条第二項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる健康保険組合の名称を同表の下欄に掲げる日をもって同表の中欄に掲げる名称に変更することに係る規約の変更を認可したので、健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十八年九月八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

変更前の名称	変更後の名称	変更年月日
国産電機健康保険組合	マーレエレクトリック健康保険組合	平成二十八年二月一日
三洋電機連合健康保険組合	サンヨー連合健康保険組合	平成二十八年九月一日